

河川における高潮対策整備方針検討委員会 設置要綱

（目的）

第１ 気候変動に伴う風水害リスクの増大に対して将来に向けた更なる安全・安心を確保していくため、都の河川施設整備の方針として、令和５年１２月に今後目指すべき整備目標や整備手法などを取りまとめた「気候変動を踏まえた河川施設のあり方」を策定した。この方針を踏まえ、低地河川における高潮対策について、各河川の最適な整備内容や時期等を検討するため、「河川における高潮対策整備方針検討委員会」（以下「検討委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第２ 検討委員会は、次の事項について検討する。

- （１）各河川の整備内容に関する事項
- （２）各河川の整備時期に関する事項
- （３）今後の整備の進め方に関する事項
- （４）その他必要な事項

（構成）

第３ 検討委員会は、別紙に掲げる委員により構成する。

（委員長）

第４ 検討委員会には、委員長を置くものとする。

- ２ 委員長は、委員の互選により定める。
- ３ 委員長は、検討委員会の議事を主宰する。
- ４ 委員長は、必要に応じて、委員以外の者の出席を求めることができる。
- ５ 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指定する委員がその職を代理する。

（任期）

第５ 委員の任期は、２年以内とする。

- ２ 委員は、再任を妨げない。
- ３ 委員に欠員が生じ、検討委員会の運営に支障があるときは、速やかに新たな委員を選任し、補充するものとする。なお、新たな委員の任期は、前任者の在任期間とする。

(オンラインによる検討委員会)

第6 感染症のまん延防止の観点から開催場所への参集が困難と判断される場合や効率的な検討委員会の運営など、委員長が必要と認める場合は、オンライン（映像と音声の送受信等により相手の状態を相互に認識しながら通話することができる方法をいう。）を活用した検討委員会を開催することができる。

(検討委員会等の公開)

第7 検討委員会並びに議事要旨及び検討委員会に係る資料（以下「検討委員会等」という。）は東京都情報公開条例第7条各号に係る案件を取り扱う場合を除き、原則公開とする。

(事務局)

第8 検討委員会の事務局は東京都建設局河川部計画課に置き、その事務は事務局が処理するものとする。

(その他)

第9 この要綱に定めるもののほか、検討委員会運営に必要な事項、その他必要な事項は、検討委員会で定める。

附則

この要綱は、令和6年6月25日から施行する。

附則

この要綱は、令和6年7月1日から施行する。

【河川における高潮対策整備方針検討委員会】

委 員 一 覧

氏名	職名
(学識委員) ※五十音順	
朝日ちさと	東京都立大学 都市環境学部 都市政策科学科 教授
今田 由紀子	東京大学大気海洋研究所 気候システム研究系 准教授
知花 武佳	政策研究大学院大学 教授
廣井 悠	東京大学先端科学技術研究センター 教授
山田 正	中央大学研究開発機構 機構教授
(行政委員)	
森本 輝	国土交通省水管理・国土保全局 河川計画課長
川崎 将生	国土交通省国土技術政策総合研究所 河川研究部長
斉藤 有	東京都建設局 河川部長
(オブザーバー)	
田代 則史	東京都総務局 防災計画担当部長
長尾 肇太	東京都都市整備局 都市基盤部長
佐藤 賢治	東京都港湾局 港湾整備部長